

# 転入各種手続き案内

留萌市役所で必要な手続きのご案内です。

※期限が決まっているものもありますので、お忘れなく手続きをお願いいたします。

◎はじめに手続きしてください。

窓口	必要な手続き	持参するもの	手続きの仕方・必要な方
市民課 4番	転入届	前住所地発行の転出証明書、ご本人を確認できる身分証明書(運転免許証等)、印鑑、マイナンバーカード	引越してから 14 日以内に、転入の手続きをしてください。 住基カード・マイナンバーカードの追記面に新住所を記載します。
	転入届(住基カード・マイナンバーカードによる付記転入)	住基カード、マイナンバーカード	<u>前住所地でマイナンバーカードを申請された方は申請が無効となります。今後マイナンバーカードを申請する方は、新しい住所の記載がある申請書を交付いたします。</u>
	外国人住民の方の転入	在留カード、特別永住者証明書、パスポート、マイナンバーカード	入国の場合はパスポート及び在留カード、日本国内で住所が変わる場合は在留カードまたは特別永住者証明書とマイナンバーカードを持参してください。

◎以下の手続きは、該当する方のみが必要になります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

窓口	必要な手続き	持参するもの	手続きの仕方・必要な方
市民課 4番	印鑑登録 (印鑑登録をする方)	印鑑、運転免許証または写真付の身分証明書	前住所地での印鑑登録は、転出届により廃止されています。留萌市で印鑑証明書が必要な場合は登録をしてください。
	小中学校の転校	在学証明書	転入届の際、在学証明書を持参してください。教育委員会または市民課で学校指定通知書を受け取り、指定された学校で転校手続きをしてください。
市民課 2番	国民健康保険の加入 (加入される方)	世帯主及び加入者のマイナンバーが確認できるもの	加入の手続きをしてください。
	重度、ひとり親、乳幼児等医療費助成	印鑑、健康保険証(重度は身体障がい者手帳など)、所得及び課税額を証明する書類	申請の手続きをしてください。 (乳幼児等医療は、18歳になる年度末までの医療費を全額助成します。)
市民課 3番	後期高齢者医療保険	道外から転入された方 ・「負担区分等証明書」 ・「被扶養者・障害・特定疾病証明書」 (前住所地で交付された場合)	道外から転入された方は加入手続きをしてください。 道内の方は加入手続きの必要はありません。後日、保険証を送付します。 保険料を口座振替にしたい場合は改めて手続きが必要です。
	国民年金の受取口座 の変更(受給者)	年金証書、印鑑、預金通帳	手続きをしてください。

⇒裏面もお読みください！

窓口	必要な手続き	持参するもの	手続きの仕方・必要な方
子育て支援課 10番	児童手当	受給者等の ・印鑑 ・手当振込先の預金通帳 ・厚生年金加入者⇒保険証 ・マイナンバーの確認できるもの	住民異動の翌日から15日以内に認定請求の手続きをしてください。 ※公務員の方は職場で手続きをしてください。 ※単身赴任等の理由でお子さんと別居している場合は、父母のうち生計を維持する程度が高い方がお住まいの市区町村で手続きをしてください。
	児童扶養手当	継続	住所変更から14日以内に手続きをしてください。
		新規	配偶者の死亡又は離婚などでひとり親家庭になった方は、直接窓口へお問い合わせください。
はーとふる内 介護支援課	介護保険認定資格の継続	前住所地で発行した受給資格証明書	はーとふる内介護支援課または市役所総合相談窓口(社会福祉課12番)で申請手続きをしてください。住民票異動の日から14日以内に手続きをしてください。
社会福祉課 12番	身体障害者手帳の住所変更	身体障害者手帳	福祉事務所で住所変更の手続きしてください。 全ての手続きに共通してマイナンバーの確認できるものと本人確認書類が必要です。
	療育手帳の住所変更	療育手帳	
	精神障害者保健福祉手帳の住所変更	精神障害者保健福祉手帳	
	特別児童扶養手当の住所変更	手当証書	
	特別障害者手当の住所変更		
	障害児福祉手当の住所変更		
	自立支援医療(更生・育成・精神通院)受給者証の住所変更	前住所地での医療受給者証、保険証、所得に関する書類(前住所地の課税証明書、老齢年金、障害年金、遺族年金)など	
上下水道課 分庁舎1階	水道、下水道について	_____	留萌市HPから使用開始・中止の手続可ネットの利用が難しい場合、上下水道課に連絡してください。(電話 0164-42-5151)

### 連絡先住所

#### ●留萌市役所

〒077-8601 北海道留萌市幸町1丁目11番地

電話⇒市民課 0164-42-1805 子育て支援課 0164-42-1808 社会福祉課 0164-42-1807

教育委員会学校教育課 0164-42-3006 上下水道課 0164-42-5151

#### ●はーとふる

〒077-0023 北海道留萌市五十嵐町1丁目1番10号

電話⇒介護支援課 0164-49-6070

### 窓口業務時間

月～金 午前8時50分～午後5時20分 (閉庁⇒土曜・日曜、国民の祝日、休日、年末年始)